

業種により衛生推進者の選任が義務付けられています。選任していますか？  
衛生推進者の養成講習会です。

共催(公社)神奈川労務安全衛生協会横須賀支部  
横須賀商工会議所 <<公印省略>>

## 「衛生推進者養成」講習会開催のご案内

労働安全衛生法第12条の2では、常時10人以上50人未満（派遣・パート・アルバイトを含む）の労働者を使用する事業場においては、「安全衛生推進者」又は「衛生推進者」の選任が義務付けられています。つきましては、今回下記により「衛生推進者」養成講習会を開催致しますので、この機会に洩れなく受講されますようご案内申し上げます。

（『衛生推進者』を選任しなければならない業種は、裏面をご参照ください）

尚、本講習会は受講日当日公的書類による本人確認が必要となります。個人情報、個人情報保護法に基づき、当協会が責任を持って管理・保管し、本講習の的確な実施のためのみ利用させていただきます。

### 記

#### 1. 講習日程・内容・会場及び定員

日 程	内 容	定 員	費 用	会 場
7月29日(木) 9:30~16:00	作業環境管理及び作業管理 健康の保持増進 労働衛生教育 関係法令	20名	受講料 8,930円 テキスト代 1,100円 (消費税込み)	勤労福祉会館 (ヴェルクよこすか) 6階 第1会議室 横須賀市日の出町 1-5 電話(代表)046-822-0202

#### 2. 申込み手続き要領

- 1) 下記申込書に所要事項を記入の上、郵送又はFAXで申し込みをお願いします。
- 2) 費用は直接事務局にご持参頂くか、振込又は当日現金でお支払下さい。

尚、受講のキャンセルは、7/26(月)までにご連絡が無い場合、費用はお支払して頂きますので、あらかじめご了承下さい。

- 3) 申込締切 7月20日(火)

3. 申込先 (公社)神奈川労務安全衛生協会横須賀支部  
横須賀市夏島町19番地 住友重機械工業(株)横須賀製造所内 第二本館2階  
TEL845-9522 FAX845-9510

4. 振込先 湘南信用金庫田浦支店 普通口座 1111447

名義:しよ、かながわろうむあんぜんせいせいきょうかいよこすかしぶ(社)神奈川労務安全衛生協会横須賀支部

5. 新型コロナウイルス感染拡大の状況、受講申込の状況により、中止とさせて頂く場合があります。

## 2021年 衛生推進者養成講習会申込書

(会員番号) 事業所名	( )	担当者名	電話番号	FAX
住 所	〒			

(フリガナ) 受講者氏名(楷書)	生年月日(西暦)	(郵便番号) 受講者現住所
①( )	西暦	( )
②( )	西暦	( )

\*お手数ですがお申込みの際、支払方法について下記に○印をつけて下さい。

支払方法(1.事務局持参 2.振込 3.当日現金(お釣りが発生しないよう準備を願います))

## 安全衛生推進者又は衛生推進者を選任しなければならない業種

\* 衛生推進者を選任すべきその他の業種の例

金融・保険業、新聞販売業、幼稚園、保育園、学校、医療機関（医院・歯科・接骨）、はり、灸、マッサージ、ペットショップ、料理・飲食業、クリーニング、理容・美容・エステ、警備保障、情報処理、観光案内、放送、組合・団体、カラオケ、マージャン等

業種	製造業(物の加工業を含む)										運輸業			卸売・小売業				通信業	接客娯楽業			左記以外の業種	
	化学工業	紙・パルプ	鉄鋼業	輸送用機械	電気・ガス・水道・熱供給業	自動車整備業	機械修理業	金属製品製造業	木材製品製造業	その他	鉱業	建設業	道路貨物運送業	港湾運送業	その他	各種商品卸売・小売業	小売業	家具・建具・しゅつ器等卸売・小売業	燃料小売業	その他	旅館業		ゴルフ場等
	安全衛生推進者																衛生推進者	安全衛生推進者	衛生推進者	安全衛生推進者	衛生推進者		

尚、「安全衛生推進者」を選任しなければならない業種は、常時10人以上50人未満の労働者（派遣・パート・アルバイトを含む）を使用する製造業・運輸業等、上表の事業場が対象です。

横須賀支部では、「安全衛生推進者養成講習会」を9月29日（水）・30日（木）に開催予定です。該当する事業場は、こちらを是非受講されますようお願い致します。